令和７年第３回都城市議会定例会（９月）

（議案第１０９号～第１４３号、諮問第７号～第１０号）

議案第１０９号

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラ作成に係る公費の支払） 第13条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該選挙運動用ビラ作成単価が７円73銭を超える場合には、７円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内の	（選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第９条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数があるときは、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第７条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラ作成に係る公費の支払） 第13条　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該選挙運動用ビラ作成単価が８円38銭を超える場合には、８円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内の

ものについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。	ものについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。
（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額） 第14条　第11条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、７円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	（選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額） 第14条　第11条の規定による公費負担の限度額は、候補者１人について、８円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第１０９号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：選挙管理委員会】

条例名	都城市議会議員及び都城市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年１月
制定改廃の目的・背景	公職選挙法施行令の一部が改正され、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本市が執行する都城市議会議員及び都城市長の選挙における公営に要する経費を同額とするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	１　選挙運動用ポスターの作成に係る公営費の改定 作成費（１枚当たり）541 円 31 銭を 586 円 88 銭に引上げ（第９条） ２　選挙運動用ビラ作成に係る公営費の改定 作成費（１枚当たり）７円 73 銭を８円 38 銭に引上げ（第 13 条及び 14 条）		
関係する法令及びその条項	公職選挙法施行令第 109 条の８及び第 110 条の４		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１１０号

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）

第１条　都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　（略）	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第18条の２　任命権者は、都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年都城市条例第43号）第23条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）　職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及

び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　（略） （勤務環境の整備に関する措置） 第18条の３　（略）	び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　（略） （勤務環境の整備に関する措置） 第18条の４　（略）

（都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

第２条　都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次のいずれかに該当する職員とする。 （１）　育児休業法第20条の規定による短時間勤務をしている職員 （２）　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第20条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。	（部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次のいずれかに該当する職員とする。 （１）　育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 （２）　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。） （第１号部分休業の承認） 第20条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間等条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。

次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

次項において同じ。）を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第20条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第20条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間

	は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第20条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分 （２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第20条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　（略） （部分休業の承認の取消事由） 第22条　第14条の規定は、部分休業について準用する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第21条　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　（略） （部分休業の承認の取消事由） 第22条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）

第３条　都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年条例第291号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与の減額） 第16条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第16条　（略） ２　職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第２条第１項に規定する子をいう。）を養育するため１日の勤務時間の全部又は一部（２時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、市長が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の都城市職員の育児休業等に関する条例第20条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

議案第１１０号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部職員課】

条例名	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	令和７年 10 月１日	制定年月	平成 18 年１月
制定改廃の目的・背景	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	１　都城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の新設（第 18 条の２） （１）妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向配慮等 （２）３歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等 ２　都城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 部分休業の取得パターンの多様化等 現行の「１日につき２時間を超えない範囲内」で取得できる「第１号部分休業」に加えて、１年に 10 日相当時間数の範囲内で１日当たりの上限時間数なく部分休業を取得できる「第２号部分休業」を追加するもの（第 20 条及び第 20 条の２） ３　都城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 部分休業の取得できるパターンが追加されることによる改正		
関係する法令及びその条項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第１１１号

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例

（都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第１条　都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保険税の納税通知書） 第22条　保険税の納税通知書の様式は、規則で定める。	 第22条　削除

（都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例）

第２条　都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（個人番号の利用範囲） 第４条　（略） ２・３　（略）	（個人番号の利用範囲） 第４条　（略） ２・３　（略） ４　市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。
４　（略） （特定個人情報の提供） 第５条　（略） ２　前条第４項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供	５　（略） （特定個人情報の提供） 第５条　（略） ２　前条第５項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供

があった場合について準用する。

別表第１（第４条関係）

市の執行機関	事務
（略）	
6　市長	（略）
7　教育委員会	（略）

別表第２（第４条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
1　市長	（略）	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

があった場合について準用する。

別表第１（第４条関係）

市の執行機関	事務
（略）	
6　市長	（略）
7　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8　教育委員会	（略）
9　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

市の執行機関	事務	特定個人情報
1　市長	（略）	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住

帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）及び都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関す	帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、都城市外国人に対する生活保護事務取扱要綱による外国人の生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「母子父子家庭医療費助成関係情報」という。）、都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する

			る情報（以下「重心医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの				情報（以下「重心医療費助成関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	2　市長	（略）	生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成９年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶		2　市長	（略）	生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険法（平成９年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、特別児童扶

			養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報（以下「単独住宅関係情報」という。）、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報及び都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「寡婦等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの				養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、都城市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、都城市単独住宅条例による単独住宅の管理に関する情報（以下「単独住宅関係情報」という。）、母子父子家庭医療費助成関係情報、重心医療費助成関係情報、都城市寡婦等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「寡婦等医療費助成関係情報」という。）及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	3　市長	（略）	生活保護関係情報、地方税関係情報及び外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの		3　市長	（略）	生活保護関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	4　市長	（略）	医療保険給付関係情報、生活保		4　市長	（略）	医療保険給付関係情報、生活保

		護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報及び重心医療費助成関係情報であって規則で定めるもの			護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、外国人生活保護関係情報、重心医療費助成関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
（略）			（略）		
19　市長	（略）	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、子ども医療費助成関係情報、母子及び父子家庭医療費助成関係情報及び寡婦等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	19　市長	（略）	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報、子ども医療費助成関係情報、母子及び父子家庭医療費助成関係情報、寡婦等医療費助成関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20　市長	（略）	医療保険給付関係情報、生活保	20　市長	（略）	医療保険給付関係情報、生活保

		護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報及び重心医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
（略）			
４　市長	（略）		
５　教育委員会	（略）		
６　教育委員会	（略）		

		護関係情報、地方税関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護又は施設入所支援に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、重心医療費助成関係情報及び住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
（略）			
４　市長	（略）		
５　市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
６　教育委員会	（略）		
７　教育委員会	（略）		
８　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務で	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

		あって規則で定めるもの		

附　則

この条例は、令和７年10月14日から施行する。

議案第１１１号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部情報政策課】

条例名	地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	令和７年 10 月 14 日	制定年月	平成 18 年１月等
制定改廃の目的・背景	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく標準化基準に適合したシステムへの移行に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	１　都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第６条第１項により国が定める様式に準拠するため、第 22 条を削除。 ２　都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 （１）特定個人番号利用事務に係る住登外者宛名情報の庁内連携を包括的に定めるため、条例第４条第４項を改める。 （２）独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表１に追加。 （３）特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表２及び別表３にそれぞれ追加。		
関係する法令及びその条項	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律		
制定改廃を要する関係条例等			
備考			

議案第１１２号

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（介護補償） 第９条の２　（略） ２　介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が別表第４常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円） （２）　（略） （３）　介護補償に係る障害が別表第４随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が88,980円を超えるときは、88,980円） （４）　（略）	（介護補償） 第９条の２　（略） ２　介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、１月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第３号において同じ。）が別表第４常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が186,050円を超えるときは、186,050円） （２）　（略） （３）　介護補償に係る障害が別表第４随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）　その月における介護に要する費用として支出された額（その額が92,980円を超えるときは、92,980円） （４）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和７年８月１日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第１１２号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部危機管理課】

条例名	都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年１月
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第６条の２第１項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	損害補償に係る介護補償の額の改定（第９条の２関係） （１）常時介護を要する状態 最高限度額（月額）177,950 円　→　186,050 円 最低限度額（月額）　85,490 円　→　　85,490 円※据え置き （２）随時介護を要する状態 最高限度額（月額）　88,980 円　→　　92,980 円 最低限度額（月額）　42,700 円　→　　42,700 円※据え置き ※いずれの額も労働者災害補償における介護（補償）給付の最高限度額及び最低補償額と同額		
関係する法令及びその条項	労働者災害補償保険法施行規則 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１１３号

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （６）　一部負担金　医療保険各法に規定する保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。 （７）　（略）	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）～（５）　（略） （６）　（略） （７）　対象者　この条例に定める医療費の助成の対象となる者をいう。 （８）　認定対象者　第５条第２項の規定により対象者の認定を受けた者をいう。 （９）　障害者手帳　身体障害者福祉法（昭和24年法律第288号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県知事等から交付される療育手帳並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の総称をいう。 (10)　診療報酬明細書等　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第５条第１項に規定する診療報酬明細書並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成４年厚生省令第５号）第１条に規定する訪問看護療養費明細書をいう。

（対象者）

第３条　この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する被保険者等又は市外に住所を有する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第３項及び第４項並びに附則第18条第２項に規定する特定施設に入所する障害者については、同法第19条の規定により市長が支給決定を行うべき者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(11)　一部負担金相当額　認定対象者の負傷又は疾病に係る医療に要する費用の額から、医療保険各法の規定による当該医療に関する保険給付の額（医療保険各法の規定による保険給付を受けずに対象者がその医療費の全額を負担した場合は、当該医療に関する保険給付に相当する額）、医療保険各法の規定に基づき規則、定款等により受ける付加給付の額及び他の法令等により国又は地方公共団体による医療給付の額を控除した額をいう。ただし、入院時の食事療養に係る費用を除く。

（対象者）

第３条　対象者は、障害者手帳の交付を受けており、かつ、市内に住所を有する被保険者等又は市外に住所を有する者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第３項及び第４項並びに附則第18条第２項に規定する特定施設に入所する障害者については、同法第19条の規定により市長が支給決定を行うべき者等で、その区分は、次の表のとおりとする。

区分	要件
重度区分（精神以外）	次の各号のいずれかに該当する者 （１）　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める級別（以下「身体障害等級」という。）の１級又は２級に該当する障害を有する者 （２）　知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障害者と判定された際の障害の程度（以下「知的障害の程度」という。）がAである者 （３）　身体障害等級の３級に該当する障害を

	有する者であって、かつ、知的障害の程度がＢ１である者
重度区分（精神）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に規定する障害等級が１級に該当する精神障害を有する者
中度区分	次の各号のいずれかに該当する者 （１）　身体障害等級の３級に該当する障害を有する者 （２）　知的障害の程度がＢ１である者 （３）　身体障害等級の４級に該当する障害を有する者であって、かつ、知的障害の程度がＢ２である者

（１）　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号（以下「別表」という。）に定める１級、２級又は３級の障害がある者で都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けているもの

（２）　知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害者と判定され、療育手帳「A」又は「Ｂ１」の交付を受けている者

（３）　別表に定める４級の障害者で知的障害者更生相談所又は児童相談所において中度の知的障害者と判定され、療育手帳「Ｂ２」の交付を受けているもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。ただし、20歳未満の障害者にあっては、第５号の規定は、適用しない。

（１）・（２）　（略）

（３）　次条第２項に規定する者のうち、15歳に達する日以後の

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。ただし、20歳未満の障害者にあっては、第５号の規定は、適用しない。

（１）・（２）　（略）

（３）　中度区分の要件に該当する者のうち、15歳に達する日以

最初の３月31日までの間にある者	後の最初の３月31日までの間にある者
（４） 次条第２項に該当する者であって、前号に該当しないもののうち、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）により医療費の助成を受けられる者	（４） 中度区分の要件に該当する者であって、前号に該当しないもののうち、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）により医療費の助成を受けられる者
（５）・（６） （略）	（５）・（６） （略）
	３ 重度区分（精神）の要件（以下この項において「精神要件」という。）に該当する者が次の各号に掲げる要件（第３号の要件に該当する者にあっては、都城市子ども医療費の助成に関する条例第２条第３号に規定する小中学生に限る。）のいずれかに該当し２以上の医療費の助成の対象となりうる場合は、精神要件及び当該各号に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件に係る助成の対象とする。
	（１） 重度区分（精神以外）の要件
	（２） 中度区分の要件
	（３） 都城市子ども医療費の助成に関する条例第３条第１項に規定する要件
	（４） 都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例第３条第１項に規定する要件
	（５） 都城市寡婦等医療費助成に関する条例第３条第１項に規定する要件
（助成の範囲）	（助成の範囲）
第４条 市は、次条第２項の規定により対象者の認定を受けた者（以下「認定対象者」という。）で、かつ、前条第１項第１号に規定する１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けているもの、前条第１項第２号に規定する療育手帳「A」の交付を受けているもの又は同項第１号に規定する３級の身体障害者手帳の	第４条 重度区分（精神以外）の助成の額は、一部負担金相当額から１月に1,000円（20歳以上の認定対象者が入院外の診療又は保険薬局で調剤された薬剤の支給を受けた場合（以下「20歳以上の入院外」という。）にあっては、１診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が１月に1,000円を超えるときは、

交付を受けており、かつ、前条第１項第２号に規定する療育手帳「Ｂ１」の交付を受けているものが、第６条第１項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示して、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、医療保険各法により当該医療に関する保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額（ただし、入院時の食事療養に係る費用を除く。以下「一部負担金相当額」という。）から１月に1,000円（20歳以上の認定対象者が入院外の診療又は保険薬局で調剤の支給を受けた場合（以下「20歳以上の入院外」という。）にあっては、１診療報酬明細書等（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第５条第１項に規定する診療報酬明細書及び訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成４年厚生省令第５号）第１条に規定する訪問看護療養費明細書をいう。以下同じ。）につき500円。ただし、その合計額が１月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。）を控除して得た額を助成する。	1,000円を上限とする。）を控除して得た額とする。
２　重度区分（精神）の助成の額は、一部負担金相当額（精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第１号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）における入院に係る一部負担金相当額を除く。）から１月に1,000円（20歳以上の入院外にあっては、１診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が１月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。）を控除して得た額とする。	
２　市は、認定対象者で、かつ、前条第１項第１号に規定する３級の身体障害者手帳の交付を受けているもの、前条第１項第２号に規定する療育手帳「Ｂ１」の交付を受けているもの又は前条第１項第３号に該当する者が、第６条第１項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示して、保険給付を受けた場合	３　中度区分の助成の額は、一部負担金相当額から１月に1,000円を控除して得た額に２分の１を乗じて得た額とする。

は、一部負担金相当額から１月に1,000円を控除して得た額に２分の１を乗じて得た額を助成する。

３　第１項に規定する認定対象者が、第６条第１項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示しないで、保険医療機関等で受けた医療について保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から１月に1,000円（20歳以上の入院外にあっては、１診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が１月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。）を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。

４　第２項に規定する認定対象者が、第６条第１項に規定する重度心身障害者医療費受給資格証を提示しないで、保険医療機関等において保険給付を受けて一部負担金を負担した場合には、その一部負担金相当額から１月に1,000円を控除して得た額に２分の１を乗じて得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。

５　第１項に規定する認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から１月に1,000円（20歳以上の入院外にあっては、１診療報酬明細書等につき500円。ただし、その合計額が１月に1,000円を超えるときは、1,000円を上限とする。）を控除して得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。

６　第２項に規定する認定対象者が、その負傷又は疾病について、保険医療機関等において医療を受け、その医療費の全額を負担した場合には、当該医療の保険給付に相当する一部負担金相当額から１月に1,000円を控除して得た額に２分の１を乗じて得た額を認定対象者又はその保護者等の申請により助成する。

７　第１項から前項までの規定にかかわらず、他の法令等により、

国又は地方公共団体による医療給付を受けた場合又は医療保険各法の規定に基づき規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、当該助成額からその額を控除して得た額を助成額とする。	
8　第１項、第３項及び第５項の規定にかかわらず、保険薬局で受けた医療について保険給付を受けた場合の助成額及び20歳未満の認定対象者が当該各項に規定する一部負担金又は医療費の全額を負担する場合の助成額は、当該各項に規定する一部負担金相当額と同額（第７項の規定の適用がある場合は、同項に規定する付加給付額を当該助成額から控除して得た額）とする。	4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、重度区分（精神以外）及び重度区分（精神）に該当する認定対象者が保険薬局で受けた医療に係る助成の額並びに重度区分（精神以外）及び重度区分（精神）に該当する20歳未満の認定対象者が保険医療機関等で受けた医療（重度区分（精神）にあっては、精神病床における入院を除く。）に係る助成の額は、当該各項に規定する一部負担金相当額と同額とする。
（助成の方法等） 第７条　（略）	（助成の方法等） 第７条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
4　市長は、第１項の規定にかかわらず、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第４条第１項の規定による助成を受けられる者に係る費用に限る。）について、第４条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。	4　市長は、第１項の規定にかかわらず、認定対象者が宮崎県内の保険医療機関等において医療を受けた場合において、医療費として当該保険医療機関等に支払うべき費用（第４条第１項及び同条第２項の規定による助成を受けられる者に係る費用に限る。）について、第４条に規定する助成として当該認定対象者に助成すべき額の範囲において、当該認定対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
5　（略）	5　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）

2　都城市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、小中学生が都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者（都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第４条第２項に該当する者を除く。）である場合は、助成対象者としない。	（対象者） 第３条　（略） ２　前項の規定にかかわらず、小中学生が都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号。以下「重心条例」という。）の規定により医療費の助成を受けられる者（重心条例第３条第１項の表に掲げる重度区分（精神）及び中度区分の要件に該当する者を除く。）である場合は、助成対象者としない。 ３　小中学生が重心条例第３条第１項の表に掲げる重度区分（精神）の要件に該当する場合の医療費の助成については、重心条例第３条第３項の規定によるものとする。

（都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例の一部改正）

３　都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（対象者） 第３条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 （１）～（３）　（略） （４）　都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者（都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第４条第２	（対象者） 第３条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。 （１）～（３）　（略） （４）　都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号。以下「重心条例」という。）の規定により医療費の助成を受けられる者（重心条例第３条第１項の表に掲

項に該当する者を除く。）	げる重度区分（精神）及び中度区分の要件に該当する者を除く。） ４　対象者が重心条例第３条第１項の表に掲げる重度区分（精神）の要件に該当する場合の医療費の助成については、重心条例第３条第３項の規定によるものとする。

（都城市寡婦等医療費助成に関する条例の一部改正）

４　都城市寡婦等医療費助成に関する条例（平成18年条例第127号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（対象者） 第３条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号）の規定により医療費の助成を受けられる者（都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例第４条第２項に該当する者を除く。）は、対象者としない。	（対象者） 第３条　（略） ２　（略） ３　第１項の規定にかかわらず、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（平成18年条例第126号）又は都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年条例第139号。以下「重心条例」という。）の規定により医療費の助成を受けられる者（重心条例第３条第１項の表に掲げる重度区分（精神）及び中度区分に該当する者を除く。）は、対象者としない。 ４　対象者が重心条例第３条第１項の表に掲げる重度区分（精神）の要件に該当する場合の医療費の助成については、重心条例第３条第３項の規定によるものとする。

議案第１１３号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部障がい福祉課】

条例名	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	令和７年 10 月１日	制定年月	平成 18 年１月
制定改廃の目的・背景	県の重度障がい者(児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴い、本市における重度心身障がい者（児）に係る医療費の助成対象者の範囲を拡充（精神障がい者１級追加）するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	都城市重度心身障害者医療費助成に関する条例（以下「重心条例」という。）、都城市子ども医療費の助成に関する条例（以下「子ども条例」という。）、都城市母子及び父子家庭医療費助成に関する条例（以下「母子等条例」という。）、都城市寡婦等医療費助成に関する条例（以下「寡婦等条例」という。）について、各条例の該当規定について次の見直しを行う。 １　条文の体系的な整理（第２条・第３条・第４条・第７条） 重心条例について、重複箇所や読解しにくい箇所があったため、体系的な整理を行い、重心対象者に精神障がい者を追加するのに併せて、現行の運用に即する形で対象者区分（重度区分（精神以外）・重度区分（精神）・中度区分）の規定等を追加するもの。 ２　重度区分（精神）の追加に伴う他の医療費助成との適用関係の規定の追加（第３条） 重度区分（精神）の追加に伴い、重度区分（精神）の対象者で、子ども条例、母子等条例及び寡婦等条例の医療費助成の対象にもなり得る対象者については、対象者にとって、より有利な助成制度を適用するため、子ども条例、母子等条例及び寡婦等条例との適用関係に係る規定を追加するもの。		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１１４号

都城市立小中学校条例及び都城市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

都城市立小中学校条例及び都城市学校給食条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市立小中学校条例及び都城市学校給食条例の一部を改正する条例

（都城市立小中学校条例の一部改正）

第１条　都城市立小中学校条例（平成18年条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>別表（第2条関係）<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>都城市立白雲中学校</td><td>（略）</td></tr></table></td><td>別表（第2条関係）<table><tr><td>名称</td><td>位置</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>都城市立白雲中学校</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>都城市立あやめ野中学校</u></td><td><u>北諸県郡三股町大字宮村字植木2945番地1</u></td></tr></table></td></tr>
</table>

（都城市学校給食条例の一部改正）

第２条　都城市学校給食条例（令和３年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（学校給食の実施） 第３条　市は、都城市立小中学校条例（平成18年条例第263号）に定める小中学校（白雲小学校<u>及び白雲中学校</u>を除く。）において、学校給食を実施する。 ２　（略）	（学校給食の実施） 第３条　市は、都城市立小中学校条例（平成18年条例第263号）に定める小中学校（白雲小学校<u>、白雲中学校及びあやめ野中学校</u>を除く。）において、学校給食を実施する。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　前項の規定にかかわらず、都城市立あやめ野中学校への入学手続等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第１１４号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会教育政策課】

条例名	都城市立小中学校条例及び都城市学校給食条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	令和８年４月１日	制定年月	平成 18 年１月等
制定改廃の目的・背景	不登校生徒の実態に配慮して特別の教育課程を編成し、教育を実施することができる「学びの多様化学校」の設置に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	１　都城市立小中学校条例の一部改正 別表（第２条関係）に「都城市立あやめ野中学校」を追加する。 ２　都城市学校給食条例の一部改正 学校給食の実施（第３条）の規定において、学校給食を実施する対象校から除く学校として、学びの多様化学校である「あやめ野中学校」を追加する。		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１１５号

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第18条）
第２章　乳児等通園支援事業
　第１節　通則（第19条）
　第２節　一般型乳児等通園支援事業（第20条―第23条）
　第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第24条・第25条）
第３章　雑則（第26条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的等）

第２条　この条例に定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満３歳未満の者（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者等）

第３条　乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

３　市長は、都城市こどもまんなか会議設置条例（平成25年条例第28号）で定める都城市こどもまんなか会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者等の一般原則）

第４条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第５条　乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳

児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第７条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第８条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければ

ならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員を兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第11条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第13条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第14条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第15条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（１）　乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

（５）　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　乳児、幼児の区分ごとの利用定員

（７）　乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　前各号に定めるもののほか乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第16条　乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第17条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第18条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第19条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第20条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（１）　乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（２）　乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき、1.65平方メートル以上であること。

（３）　ほふく室の面積は、乳児又は第１号の幼児１人につき3.3平方メートル以上であること。

（４）　乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（５） 満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（６） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき1.98平方メートル以上であること。

（７） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（８） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3　屋外階段
4階以上の階	常用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。） 2　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けら

れていること。

（イ）　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第21条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

２　乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき２人を下回ることはできない。

３　第１項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を１人とすることができる。

（１）　当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の

施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

（２） 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第22条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第23条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第24条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（１） 保育所　宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）

（２） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年条例第57号）

（３） 幼保連携型認定こども園　宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営

の基準に関する条例（平成26年条例第57号）

（４） 家庭的保育事業等を行う事業所　都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）

（準用）

第25条　第22条及び第23条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第22条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第23条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第26条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１５号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：こども部保育課】

条例名	都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		
制定改廃区分	■ 新規制定　□ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことに伴い、新たに条例を制定するもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	１　趣旨、一般原則等（第１条―第 18 条） 趣旨、最低基準の目的等 乳児等通園支援事業者の一般原則 非常災害の対策、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認 職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等 利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止 ２　乳児等通園支援事業区分（第 19 条―第 25 条） 乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分し、設備の基準、職員及び乳児等通園支援の内容等について規定。		
関係する法令及びその条項	子ども・子育て支援法 児童福祉法 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 子ども・子育て支援法施行規則児童福祉法施行規則 児童福祉法施行規則		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１１６号

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（工事の施行） 第６条　給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の２第１項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 ２・３　（略）	（工事の施行） 第６条　給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の２第１項の規定に基づき指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。 ２・３　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１６号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：上下水道局水道課】

条例名	都城市水道事業給水条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	□ 新規制定　■ 一部改正　□ 全部改正　□ 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年１月
制定改廃の目的・背景	災害その他非常の場合において、他の市町村が指定した給水装置工事事業者による修繕等の実施を可能とするため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	非常時における給水装置施工業者確保のための規定の追加（第６条関係） 災害その他非常の場合において、他の市町村が指定した給水装置工事事業者による修繕等の実施を可能とするため、第６条にただし書きを追加。		
関係する法令及びその条項	水道法第 16 条の２第１項及び第２項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第１２２号

令和６年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２３号

令和６年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２４号

令和６年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２５号

令和６年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２６号

令和６年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２７号

令和６年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２８号

令和６年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１２９号

令和６年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和６年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３０号

令和６年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和６年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３１号

令和６年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和６年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３２号

令和６年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和６年度都城市御池簡易水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３３号

令和６年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和６年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３４号

令和６年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和６年度都城市農業集落排水事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、議会の認定に付する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

議案第１３５号

工事請負契約の締結について

Ｒ７企工第２号　工業団地造成事業　都城インター工業団地高木北地区（神之山工区）配水管布設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　Ｒ７企工第２号　工業団地造成事業　都城インター工業団地高木北地区（神之山工区）配水管布設工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　１６４，８９０，０００円

４　契約の相手方　　久保・南星　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市一万城町１０８号９番地
久保設備　株式会社

議案第１３５号関係資料

Ｒ７企工第２号　工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（神之山工区）配水管布設工事

１　工事概要

本工事は工業団地整備のため、S48 年 VPφ100・S54～H4 年 DIP-Tφ100 を DIP-GXφ200 へ布設替えする配水管工事である。

・配水管布設 DIPφ200 ㎜　L＝1412.3m
・配水管布設 PE　φ150 ㎜　L＝　4.4m
・配水管布設 DIPφ150 ㎜　L＝　3.3m
・配水管布設 PE　φ100 ㎜　L＝　24.2m
・配水管布設 DIPφ100 ㎜　L＝　8.7m
・配水管布設 PE　φ75 ㎜　L＝　5.6m
・配水管布設 PE　φ50 ㎜　L＝　7.2m
・消火栓　　N＝　7 基

２　予定価格　　１６４，９０１，０００円（消費税及び地方消費税込み）
　　１４９，９１０，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　１６４，８９０，０００円（消費税及び地方消費税込み）
　　１４９，９００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９９．９９％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
久保・南星　特定建設工事共同企業体 （６０：４０）	149,900,000	落札

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第１３６号

工事請負契約の締結について

Ｒ７教政第２２号　西小校舎新増改築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　Ｒ７教政第２２号　西小校舎新増改築（建築主体）工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　７７７，９２０，０００円

４　契約の相手方　　日興・内栫保・永倉　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市丸谷町４９８５番地
日興建設　株式会社

議案第１３６号関係資料

Ｒ７教政第２２号　西小校舎新増改築（建築主体）工事

１　工事概要

下記整備に伴う建築主体工事一式

・新築棟 RC造 3階建　建築面積684.69㎡　延べ面積1823.25㎡

２　予定価格　　７７８，１４０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

７０７，４００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　７７７，９２０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

７０７，２００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９９．９７％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
日興・内杪保・永倉　特定建設工事共同企業体 （５０:３０：２０）	707,200,000	落札

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第１３７号

工事請負契約の締結について

都城運動公園整備事業　第１１号　陸上競技場インフィールド改修工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　都城運動公園整備事業　第１１号
陸上競技場インフィールド改修工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　１５２，３１７，５２８円

４　契約の相手方　　坂元・相葉・博栄　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市山之口町山之口３８６０番地４
株式会社　坂元建設

議案第１３７号関係資料

都城運動公園整備事業　第１１号　陸上競技場インフィールド改修工事

１　工事概要

・グラウンド舗装工（芝生）A=8,914㎡
・給水設備工　　L=462.1m（Φ100, Φ50, Φ40 ）
・雨水排水設備工　L=1127.0m（Φ40, Φ30 ）
・電気設備工　　N＝1.0式
・公園施設撤去工　N＝1.0式

２　予定価格　　１６７，０７３，５００円（消費税及び地方消費税込み）
　　１５１，８８５，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　１５２，３１７，５２８円（消費税及び地方消費税込み）
　　１３８，４７０，４８０円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９１．１６％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
坂元・相葉・博栄　特定建設工事共同企業体 （４３:３４：２３）	138,470,480	落札
南星・川本・日興　特定建設工事共同企業体 （４５:３０：２５）	148,848,000	
木藤・首藤・平原　特定建設工事共同企業体 （３４:３３：３３）	147,500,000	

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第１３８号

議決事項の変更について

令和６年９月２４日に議決された議案第１０５号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

契約の金額を次のように改める。

３　契約の金額　　３３７，２６０，０００円

議案第１３８号関係資料

議案第１０５号

工事請負契約の締結について

社総交都第３号　都城運動公園南側エリア園路外整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和６年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　社総交都第３号
都城運動公園南側エリア園路外整備工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　３０６，９００，０００円

４　契約の相手方　　丸昭・桜木・博栄　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市山田町山田２１１２番地３
丸昭建設　株式会社

社総交都第３号　都城運動公園南側エリア園路外整備工事

１　工事概要

・小型擁壁工　　Ｌ＝361.5m
・植栽工　　Ｎ＝１式
・給水設備工　　Ｎ＝１式
・側溝工　　Ｌ＝605.6m
・アスファルト舗装工　Ａ＝5,055 ㎡
・縁石工　　Ｎ＝１式
・柵工　　Ｌ＝418.8m
・サイン施設工　　Ｎ＝12 基

２　予定価格　　３０７，６５２，４００円（消費税及び地方消費税込み）
　　２７９，６８４，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　３０６，９００，０００円（消費税及び地方消費税込み）
　　２７９，０００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９９．７５％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
丸昭・桜木・博栄　特定建設工事共同企業体 （４５：３０：２５）	279,000,000	落札

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第２０号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和７年７月１５日専決

都城市長　池　田　宜　永

議決年月日	令和６年９月２４日（令和６年議案第１０５号）		
工事件名	社総交都第３号　都城運動公園南側エリア園路外整備工事		
相手方	丸昭・桜木・博栄特定建設工事共同企業体		
変更事項	契約金額	議決のあった契約金額	３０６，９００，０００円
		今回変更後の契約金額	３１３，７６７，３００円
		議決金額からの増減額	６，８６７，３００円増額 （増減率２．２３％増）
変更理由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・中原通線の排水構造物の変更 ・給水設備工の追加 ・汚水排水設備工の追加 ・フェンス下部の張りコンクリートを追加 ・テニスコート門扉等の追加 ・その他、数量の変更をするもの		

（文書取扱　総務部契約課）

1　変更理由

・テニスコート東側の通路を利用する歩行者の安全性を向上するため、十分な歩行空間を確保し視認性を高めることを目的として、東側の通路にカラー舗装を追加するもの。

・工事期間中における運動公園施設利用者の安全を確保するため、工事車両の誘導および施設利用者・歩行者を含む公園利用者全体の安全確保を目的として、交通誘導員を追加するもの。

・工事請負契約約款第２５条第６項に基づき、インフレスライドに伴う請負代金額の変更を行うもの。

2　変更内訳

工　種	変更内容	追加費用額（円）
舗装工	テニスコート東側通路へのカラー舗装の追加	１１，７６６，０００円
仮設工	交通誘導員の追加	６，６７１，０００円
－	インフレスライドに伴う請負代金額の追加	２，９２０，０００円
合計（税抜）		２１，３５７，０００円
消費税及び地方消費税額		２，１３５，７００円
追加費用総計		２３，４９２，７００円

3　変更後の契約金額

現在の契約金額　　３１３，７６７，３００円

追加費用額　　２３，４９２，７００円

変更後の契約金額　　３３７，２６０，０００円

議案第１３９号

議決事項の変更について

令和７年３月２１日に議決された議案第４０号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

契約の金額を次のように改める。

３　契約の金額　　８６７，９８１，４００円

議案第１３９号関係資料

議案第４０号

工事請負契約の締結について

Ｒ６企工第６号　工業団地造成事業　都城インター工業団地高木北地区（３－２工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年２月２０日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　Ｒ６企工第６号　工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（３－２工区）造成等工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　８３４，１３０，０００円

４　契約の相手方　　丸昭・徳満・南星　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市山田町山田２１１２番地３
丸昭建設　株式会社

Ｒ６企工第６号　工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（３－２工区）造成等工事

１　工事概要

・開発区域　　Ａ＝84,146 ㎡

・造成工　切土　　Ｖ＝5,011 ㎥

・造成工　盛土　　Ｖ＝212,676 ㎥

・道路築造工	Ｎ＝一式	・調整池工	Ｎ＝一式
・緑地工	Ｎ＝一式	・防災施設工	Ｎ＝一式
・撤去工	Ｎ＝一式	・敷地境界工	Ｎ＝一式
・仮設工	Ｎ＝一式	・旧河川護岸撤去	Ｎ＝一式
・農業用配水管工	Ｎ＝一式		

２　予定価格　　８４２，６４７，３００円（消費税及び地方消費税込み）

７６６，０４３，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　８３４，１３０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

７５８，３００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９８．９８％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第１回入札金額（円）	摘要
丸昭・徳満・南星　特定建設工事共同企業体 （４５：３５：２０）	758,300,000	落札
大淀・都北・福永　特定建設工事共同企業体 （５０：３０：２０）	759,900,000	
桜木・丸宮・坂元　特定建設工事共同企業体 （５０：３０：２０）	766,000,000	
吉原・木場・上村　特定建設工事共同企業体 （５０：３０：２０）		辞退

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第１６号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和７年６月１０日専決

都城市長　池　田　宜　永

議決年月日	令和７年３月２１日（令和７年議案第４０号）		
工事件名	Ｒ６企工第６号　工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（３－２工区）造成等工事		
相手方	丸昭・徳満・南星　特定建設工事共同企業体		
変更事項	契約金額	議決のあった契約金額	８３４，１３０，０００円
		今回変更後の契約金額	８５８，１２１，０００円
		議決金額からの増減額	２３，９９１，０００円増額 （増減率２．８７％増）
変更理由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価（令和７年３月単価）の適用に係る特例措置の請求により増額するもの。		

（文書取扱　総務部契約課）

1　変更理由

・準備工における測量について、本工事では国が推奨しているICT技術活用を受注者の希望に応じて採用可能な仕様としており、受注者からICT活用の申し出があったことから、取り組みに必要な経費として３次元測量費等を追加変更するもの。

・造成工において、工事着手前に他の公共工事から発生した残土を受け入れることができたため、工事着手時までに搬入済みの土砂量に相当する分の造成盛土量を減少する変更をおこなうもの。

　また、搬入された土砂は、搬出元事業者により簡易な敷き均しが施されているが、造成盛土工の所定の締固め密度まで転圧する必要があるため、転圧作業等に要する経費を追加するもの。

・その他、数量の増減によるもの。

2　変更内訳

工　種	変更内容	追加削減費用額（円）
準備工	ICT活用による３次元測量費等の追加	１７，８８７，０００円
造成工	造成盛土量の減少 △３１，１４７，０００円	△９，１５７，０００円
	転圧作業等の追加 ２１，９９０，０００円	
その他	各工種、数量の増減による追加	２３４，０００円
合計（税抜）		８，９６４，０００円
消費税及び地方消費税額		８９６，４００円
追加費用総計		９，８６０，４００円

3　変更後の契約金額

現在の契約金額	８５８，１２１，０００円
追加費用額	９，８６０，４００円
変更後の契約金額	８６７，９８１，４００円

議案第１４０号

議決事項の変更について

令和７年３月２１日に議決された議案第４２号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

契約の金額を次のように改める。

３　契約の金額　　７３１，９７６，３００円

議案第１４０号関係資料

議案第４２号

工事請負契約の締結について

Ｒ６企工第２号　工業団地造成事業　都城インター工業団地高木北地区（２工区）造成等工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年２月２０日提出

都城市長　池　田　宜　永

１　契約の目的　　Ｒ６企工第２号　工業団地造成事業
都城インター工業団地高木北地区（２工区）造成等工事

２　契約の方法　　一般競争入札

３　契約の金額　　６５９，１２０，０００円

４　契約の相手方　　吉原・木場・上村　特定建設工事共同企業体
代表者　都城市中原町３２街区１号
吉原建設　株式会社

Ｒ６企工第２号　工業団地造成事業

都城インター工業団地高木北地区（２工区）造成等工事

１　工事概要

・開発区域　　Ａ＝52,906 ㎡

・造成工　切土　　Ｖ＝2,020 ㎥　・造成工　盛土　　Ｖ＝76,599 ㎥

・道路築造工　　Ｎ＝一式　　・雨水排水工　　Ｎ＝一式

・調整池工　　Ｎ＝一式　　・緑地工　　Ｎ＝一式

・防災施設工　　Ｎ＝一式　　・消防水利工　　Ｎ＝一式

・撤去工　　Ｎ＝一式　　・敷地境界工　　Ｎ＝一式

・仮設工　　Ｎ＝一式　　・地区外道路工　　Ｎ＝一式

・市道改良工　　Ｎ＝一式　　・旧河川護岸撤去　Ｎ＝一式

２　予定価格　　６６５，８２６，７００円（消費税及び地方消費税込み）

６０５，２９７，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

３　落札価格　　６５９，１２０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

５９９，２００，０００円（消費税及び地方消費税抜き）

４　落 札 率　　９８．９９％

５　入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
吉原・木場・上村　特定建設工事共同企業体 （５０：３０：２０）	599,200,000	落札
桜木・丸宮・坂元　特定建設工事共同企業体 （５０：３０：２０）	605,000,000	

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

専決第１５号

専　決　処　分　書

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事の変更契約の締結について、次のとおり専決処分する。

令和７年６月１０日専決

都城市長　池　田　宜　永

議決年月日	令和７年３月２１日（令和７年議案第４２号）		
工事件名	Ｒ６企工第２号　工業団地造成事業 都城インター工業団地高木北地区（２工区）造成等工事		
相手方	吉原・木場・上村　特定建設工事共同企業体		
変更事項	契約金額	議決のあった契約金額	６５９，１２０，０００円
		今回変更後の契約金額	６７６，１３４，８００円
		議決金額からの増減額	１７，０１４，８００円増額 （増減率２．５８％増）
変更理由	次の理由により、契約金額の変更を行うもの。 ・新労務単価（令和７年３月単価）の適用に係る特例措置の請求により増額するもの。		

（文書取扱　総務部契約課）

1　変更理由

・排水工について、国道１０号側の工事の全てを国土交通省へ委託を予定していたが、本造成工事の整備が先行して進むことから、国土交通省との協議により、施工性・安全性を考慮し、国道１０号の排水施設の一部を市の施工とする方針となったため、追加施工するもの。

・舗装工について、関連工事との調整で、夜間施工が必要となったため、夜間施工への設計変更を行うもの。

・準備工における測量について、本工事では国が推奨しているICT技術活用を受注者の希望に応じて採用可能な仕様としており、受注者からICT活用の申し出があったことから、取り組みに必要な経費として３次元測量費等を追加するもの。

・その他、施工量の増加に伴う交通誘導員の配置増を行うもの。

2　変更内訳

工　種	変更内容	追加費用額（円）
排水工	国道１０号排水施設の一部施工の追加	３７，９４８，０００円
舗装工事	一部夜間工事による設計項目の変更	５，６１７，０００円
準備工	ICT活用による３次元測量費等の追加	４，７００，０００円
その他	各工種、数量の増減による追加	２，５００，０００円
合計（税抜）		５０，７６５，０００円
消費税及び地方消費税額		５，０７６，５００円
追加費用総計		５５，８４１，５００円

3　変更後の契約金額

現在の契約金額　　６７６，１３４，８００円

追加費用額　　５５，８４１，５００円

変更後の契約金額　　７３１，９７６，３００円

議案第１４１号

議決事項の変更について

平成１９年３月２８日に議決された議案第５８号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

本議決は、令和８年４月１日から効力を有するものとする。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

記

土地の所在地、地目及び地積並びに建物の名称、所在地、構造及び床面積を次のように改める。

２　土地の所在地、地目及び地積

所　在　地	地　目	地　積　㎡
都城市立野町 3764 番１	学校用地	11,931.0
北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番１	学校用地	27,881.0
都城市立野町 3727 番１	学校用地	27,880.0
都城市立野町 3727 番８	学校用地	18,140.0
北諸県郡三股町大字宮村字植木 2944 番１	学校用地	7,186.0

3　建物の名称、所在地、構造及び床面積

名　称	所　在　地	構　造	床面積 ㎡
事務研究棟	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート造 ５階建	994.56
体 育 館 棟	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート・鉄骨造	1,616.50
講 義 棟 Ⅰ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート造 ３階建	2,741.97
講 義 棟 Ⅱ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１ 都城市立野町 3764 番地１	鉄筋コンクリート造 平屋建	811.80
講 義 棟 Ⅲ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１ 都城市立野町 3764 番地１	鉄筋コンクリート・鉄骨造 ２階建	1,647.87

議案第１４１号関係資料

議案第５８号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成１９年３月５日提出

都城市長　長　峯　　誠

１　貸付けの目的　南九州大学都城キャンパスの設置及び運営

２　土地の所在地、地目及び地積

所　在　地	地　目	地　積　㎡
都城市立野町 3764 番１	学校用地	11,931.0
北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番１	学校用地	28,865.0
都城市立野町 3727 番１	学校用地	27,880.0
都城市立野町 3727 番８	学校用地	18,140.0
北諸県郡三股町大字宮村字植木 2944 番１	学校用地	7,186.0

３　建物の名称、所在地、構造及び床面積

名　称	所　在　地	構　造	床面積 ㎡
事務研究棟	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート造５階建	2,485.50
体育館棟	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート・鉄骨造	1,616.50
講義棟Ⅰ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１	鉄筋コンクリート造３階建	2,741.97
講義棟Ⅱ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１ 都城市立野町 3764 番地１	鉄筋コンクリート造平屋建	811.80
講義棟Ⅲ	北諸県郡三股町大字宮村字植木 2945 番地１ 都城市立野町 3764 番地１	鉄筋コンクリート・鉄骨造 ２階建	1,647.87

４　貸付けの相手方　宮崎県宮崎市霧島５丁目１番地２
学校法人南九州学園　理事長　澁谷義夫

1　変更理由

令和８年４月に南九州大学都城キャンパス内に開校を予定している、「学びの多様化学校」の土地及び建物については、本市の財産であるが、平成１９年３月議会において議決を受け、「学校法人 南九州学園」に南九州大学の学校用地及び校舎として、無償で貸し付けているものである。

学びの多様化学校の設置に伴い、「学校法人 南九州学園」に無償で貸し付けている土地及び建物の一部の返還を受け、教育財産とし、当該財産の一部を「学校法人 南九州学園」に無償で貸し付けるため、無償貸与することの議決を受けた土地及び建物の面積を変更するものである。

2　変更内容

（１）無償貸与している土地の面積

学びの多様化学校の学校用地として返還を受ける土地について、無償貸与する面積を次のとおり変更する。

○所在地　　北諸県郡三股町大字宮村字植木2945番地１

○位置図等　　別紙１のとおり

○返還面積　　984.0㎡

○無償貸与面積　　【変更前】28,865.0㎡　⇒　【変更後】27,881.0㎡

（２）無償貸与している建物の面積

学びの多様化学校の学校用地として返還を受ける建物について、無償貸与する面積を次のとおり変更する。

○所在地　　北諸県郡三股町大字宮村字植木2945番地１

○位置図等　　別紙２のとおり

○建物名称　　事務研究棟

○返還面積　　1,490.94㎡

○無償貸与面積　　【変更前】2,485.50㎡　⇒　【変更後】994.56㎡

3　変更内容の適用日等

上記２の変更は、令和８年４月１日から適用する。

なお、上記以外の土地、建物及び貸付期間（平成２１年４月１日～令和１１年３月３１日）については変更なし。

別紙１

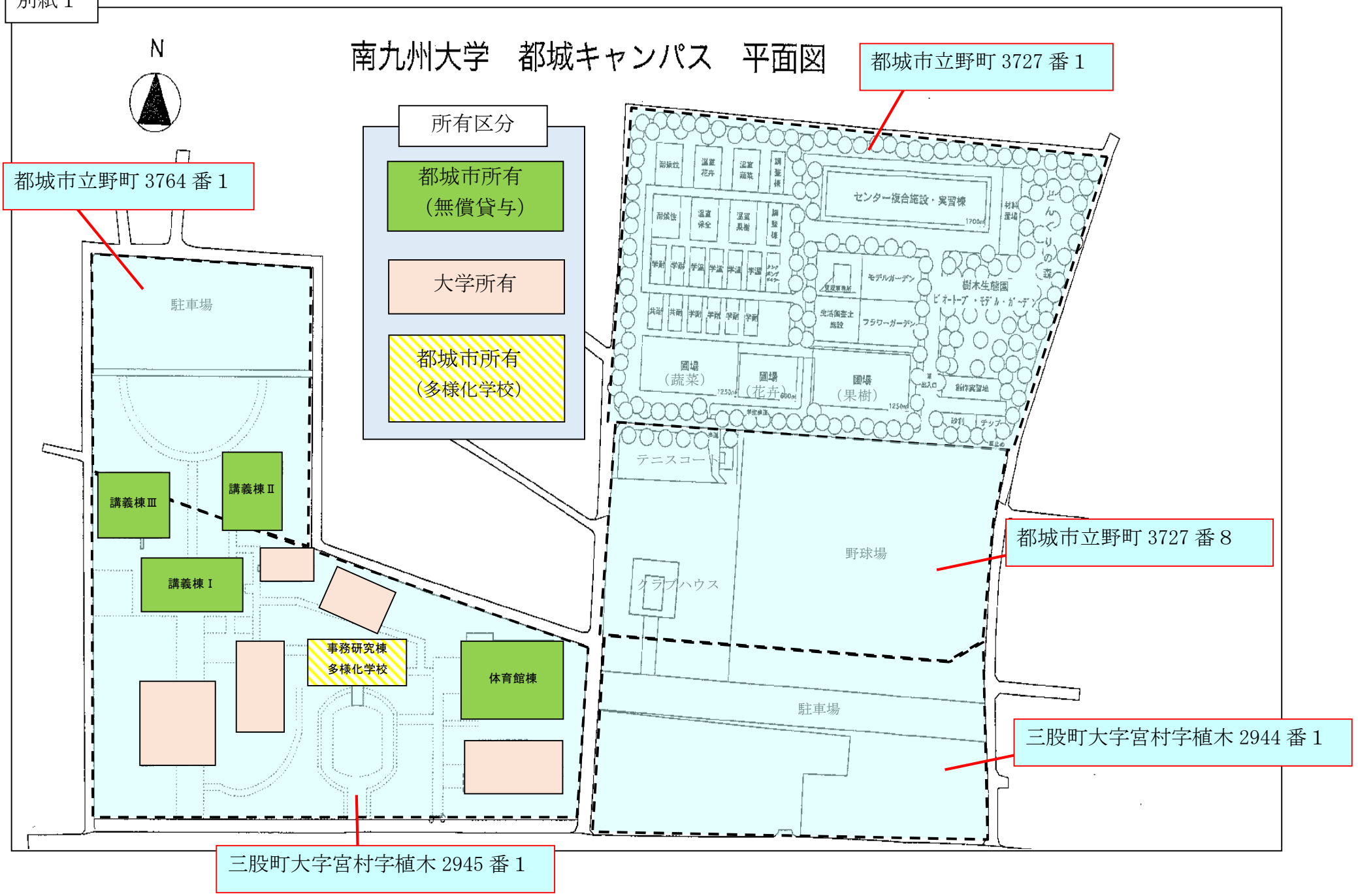
南九州大学　都城キャンパス　平面図
N
所有区分
都城市所有
（無償貸与）
大学所有
都城市所有
（多様化学校）
都城市立野町 3727 番 1
都城市立野町 3764 番 1
都城市立野町 3727 番 8
三股町大字宮村字植木 2944 番 1
三股町大字宮村字植木 2945 番 1
駐車場
講義棟Ⅲ
講義棟Ⅱ
講義棟Ⅰ
事務研究棟
多様化学校
体育館棟
センター複合施設・実習棟
モデルガーデン
樹木生態園
ビオトープ・モデル・ガーデン
フラワーガーデン
圃場
（蔬菜）
圃場
（花卉）
圃場
（果樹）
テニスコート
野球場
クラブハウス
駐車場

別紙２

返還建物（事務研究棟）の使用区分

（１階）

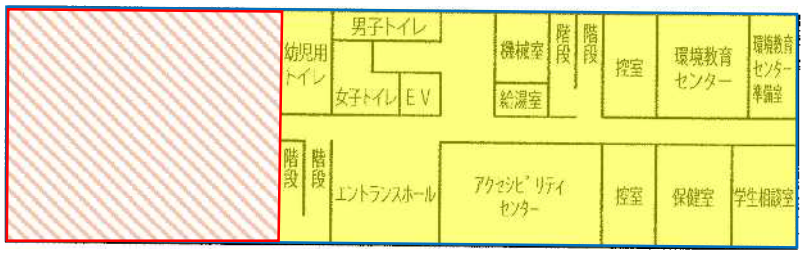

（２階）

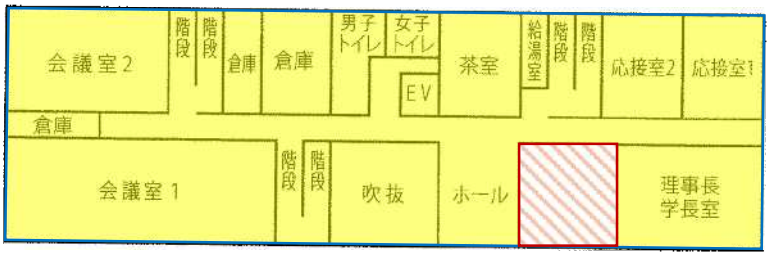

（３階）

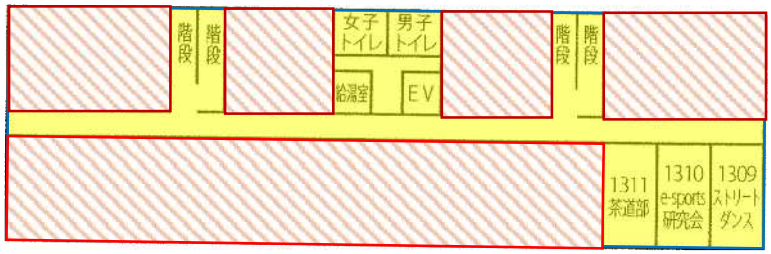

（４階）

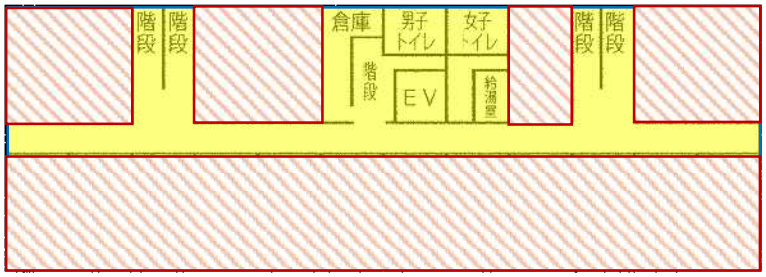

（５階）

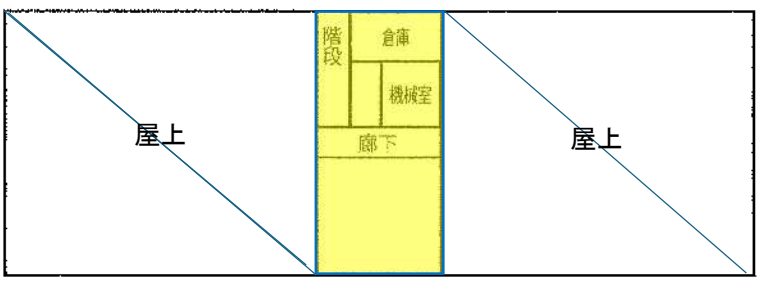

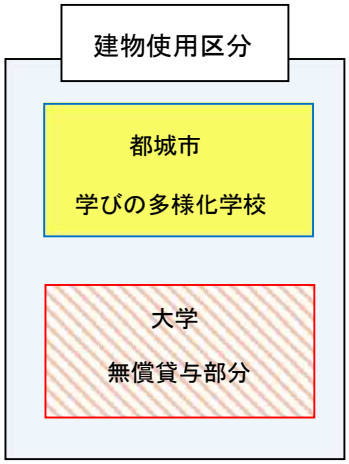

議案第１４２号

財産の取得について

次のとおり業務用リサイクルプラザ大型ダンプ車を取得することについて、地方自治法第９６条第１項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永

１	取得財産	業務用リサイクルプラザ大型ダンプ車
２	数量	１台
３	契約の方法	指名競争入札
４	契約金額	１９，９５０，０００円
５	契約の相手方	都城市大王町６街区１５号 有限会社修行自動車

議案第１４２号関係資料

１　取得財産　　業務用リサイクルプラザ大型ダンプ車

２　数　　量　　１台

３　予定価格　　２２，１７０，７６０円（消費税及び地方消費税込み）

４　落札価格　　１９，９５０，０００円（消費税及び地方消費税込み）

５　落 札 率　　８９．９８％

６　指名業者及び入札結果

指名業者	第１回入札金額(円)	摘要
有限会社修行自動車	１９，９５０，０００	落札
有限会社日高自動車整備工場	２２，２１５，４７０	
バンビリンテン株式会社	２２，４００，０００	
株式会社コヅマ		辞退

備考　入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

７　車両の仕様概要

（１）　２０トン級深あおりダンプ車

（２）　乗 車 定 員：２名以上

（３）　エ ン ジ ン：ディーゼルエンジン

（４）　駆 動 方 式：二輪駆動

（５）　他積載品・付属品含む

議案第１４３号

令和６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和６年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金１７３，２５４，０３２円を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和７年９月２日提出

都城市長　池　田　宜　永